

船舶事故調査報告書

令和4年6月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	不明（令和3年5月18日 09時26分ごろ～09時47分ごろの間）
発生場所	新潟県糸魚川市能生漁港西側に所在する弁天岩の西側海域 能生港北防波堤灯台から真方位221°940m付近 （概位 北緯37°06.5′ 東経137°59.5′）
事故の概要	手漕ぎボート（船名なし）は、天然わかめの採捕中、転覆し、乗船者1人が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 3.50m×0.97m×0.55m、FRP 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	乗船者 86歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（乗船者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m、水温 約16℃
事故の経過	乗船者は、弁天岩付近の海域で天然わかめの採捕を行う目的で、令和3年5月18日07時25分ごろ、自宅から徒歩で約2～3分の距離にある本船の定係地に向かった。 国土交通省が国道8号線に設置している道路管理用の監視カメラには、乗船者の自宅付近から本船陸揚げ場所付近までを撮影範囲とする映像が記録されており、本事故当時の状況は下記のとおりであった。 ① 乗船者は、07時47分ごろ本船に1人で乗り、定係地を出航した。 ② 乗船者の家族は、09時16分ごろ、09時26分ごろ及び09時47分ごろの合計3回、本船の定係地の北側陸岸から沖合の弁

	<p>天岩方向を確認していた。</p> <p>乗船者の家族は、ふだんから採捕した天然わかめの水揚げを手伝っていたので、本船の定係地の北側陸岸から断続的に乗船者の採捕状況を確認していた。</p> <p>乗船者の家族は、3回目に乗船者を確認することができなかったので、不安に思い、09時50分ごろ弁天岩の頂上に登って確認したところ、本船が船首を西方に向けた状態で転覆し、周囲には^{かい}權、天然わかめを採捕する際に使用する^{まき}竿などが漂流していたものの、乗船者が見当たらないことを認めた。</p> <p>乗船者の家族は、近所に住んでいる知人に船を出して乗船者の状況を確認してもらうよう依頼した後、10時07分ごろ本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>乗船者は、海上保安庁の巡視艇及びヘリコプタ並びに警察及び消防による捜索が行われ、15時34分ごろうつぶせ状態で本事故発生場所の南側の海底に沈んでいるところを発見された後、消防の救急隊員により死亡が確認され、翌日、溺水吸引による窒息と検案された。</p> <p>本船は、巡視艇により定係地までえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>乗船者の家族によれば、乗船者は、ふだん、朝食をとる前の05時ごろに自宅を出発して天然わかめの採捕を行っていたが、本事故当日、海の状況を確認したところ、弁天岩付近の波が高かったので、一旦自宅に戻り、テレビの天気予報を確認して朝食をとった後、再度自宅を出発した。</p> <p>本船には、他船と衝突又は乗り揚げた際に生じるような痕跡は見受けられなかった。</p> <p>乗船者は、作業服の上着、ズボン、胴長、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用していたものの、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>乗船者は、携帯電話を所有していたものの、本事故当日、自宅を出発する際に所持していなかった。</p> <p>乗船者の家族によれば、本事故発生場所付近は、沖合からの風浪やうねりと弁天岩からの返し波等が互いに干渉しあって高い波浪が発生することがあった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、弁天岩の西側海域において、沖合からの風浪やうねりと同岩からの返し波等が互いに干渉しあっている状況下、乗船者が天然わかめの採捕を行ったことから、発生した高い波浪を船体に受け、復原力を越える又は復原力が減少した状態となり転覆したものと考えられ</p>

	<p>る。</p> <p>本船は、乗船者が09時26分ごろ天然わかめの採捕を行っているところを確認された後、09時47分ごろ乗船者が確認されなかったことから、この間において転覆したものと考えられる。</p> <p>乗船者の死因は、溺水吸引による窒息であった。</p> <p>乗船者は、本事故当時、救命胴衣を着用していなかったことから、落水した後、海面に浮上することができず、溺死した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、弁天岩の西側海域において、沖合からの風浪やうねりと同岩からの返し波等が互いに干渉しあっている状況下、乗船者が天然わかめの採捕を行ったため、発生した高い波浪を船体に受け、復原力を越える又は復原力が減少した状態となり転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型の船舶は、乾舷が低く、風波等の影響を受けやすいので、高い波浪が発生している海域には出航しないこと。 ・ 小型の船舶の乗船者は、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に携行し、緊急時の連絡手段を確保すること。 ・ 乾舷が低く、風波等の影響を受けやすい小型の船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

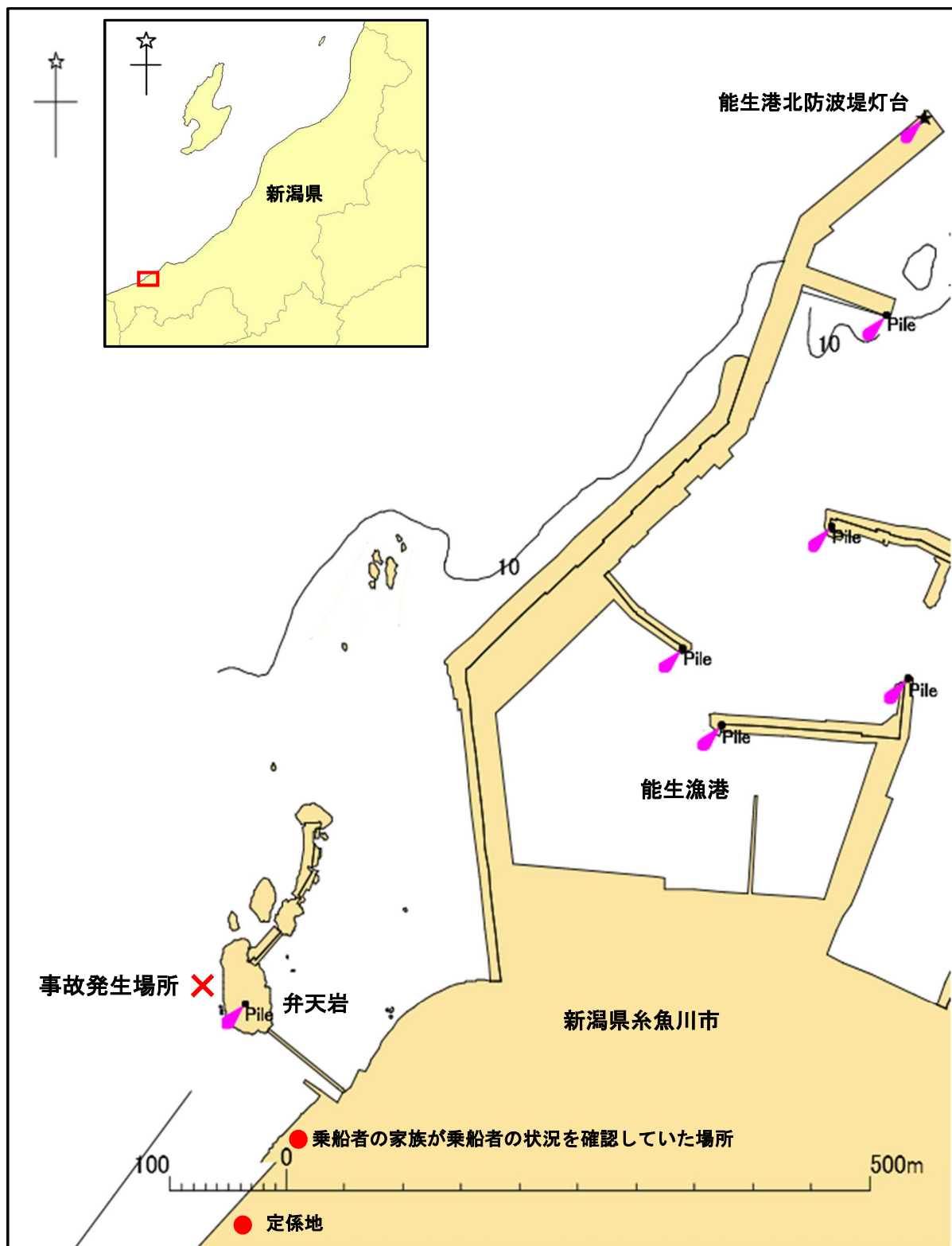


写真1 本船

